

加須市睦町々内規約

第一章 名称及び事務所

第1条（名称及び事務所）この町内会は、加須市睦町々内会（以下、町内会という）と称し、その事務所を町内会長宅に置く。

第二章 組織第2条（構成）

- （1）町内会は加須市睦町々内会に居住する者及び事務所または店舗を有する者（以下、住民という）をもって組織する。
- （2）町内会に連絡班及び隣組班を置く。

第三章 目的及び事業

第3条（目的）町内会は、地区内住民の連帯感と親睦を深めるとともに、行政機関との連携及び協力を図り、住みよい地域づくりのために活動することを目的とする。

第4条（事業）町内会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）行政機関との連携及び協力に関すること。
- （2）祭礼、体育祭に関すること。（祭礼は祭典委員がこれを担当する。）
- （3）保健衛生及び環境保全に関すること。
- （4）募金、寄付金等に関すること。
- （5）その他、目的達成に必要と認める事項。

第四章 役員

第5条（役員）町内会に、次の役員を置く。

- | | |
|------------|--------|
| （1）町内会長 | 1名 |
| （2）副会長 | 若干名 |
| （3）会計 | 1名 |
| （4）幹事 | 4名 |
| （5）評議員 | 若干名 |
| （6）監事 | 2名 |
| （7）スポ協実行委員 | 2名 |
| （8）若葉会会長 | 1名 |
| （9）女性会会長 | 1名 |
| （10）青年部部长 | 1名（解散） |
| （11）子供会会長 | 1名 |

- | | |
|------------|----------------|
| (12) 会館責任者 | 1名 |
| (13) 祭典委員長 | 1名 |
| (14) 連絡員 | 4名 |
| (15) 班長 | 40名（年度により増減あり） |

第6条（役員を選出）役員を選出は以下の通りとする。

- (1) 町内会長は、全町内より選出する。
- (2) 副会長は、一丁目（1）、一丁目（2）、二丁目交互に担当町内において、それぞれ選出する。但し、町内会長選出の丁目以外より選出する。
- (3) 会計は、全町内より選出する。
- (4) 幹事は、原則として一丁目から2名、二丁目から2名選出する。
- (5) 評議員は、一丁目（1）、一丁目（2）、二丁目から若干名ずつ選出する。また、必要に応じて町内会長が委嘱することができる。
- (6) 監事は、全町内より選出する。
- (7) 選出された町内会長、副会長、会計、幹事、評議員、監事は、改めて総会で承認を得る。
- (8) 実行委員は、町内会長が委嘱し、総会で承認を得る。
- (9) 若葉会会長、女性会会長、青年部部长及び子供会会長は、各団体の総会で承認を得る。
- (10) 会館責任者は、町内会長が委嘱し、総会で承認を得る。
- (11) 祭典委員長は、当該班内（隣組）の住民の中から互選する。
- (12) 連絡員は、当該班内の班長が選出する。
- (13) 班長は、当該班内の住民の中から互選する。

第7条（役員の職務）

- (1) 町内会長は、会議の議長となり、議事を整理し、町内会を統括し且つ代表する。
- (2) 副会長は、町内会長を補佐し、町内会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 会計は、町内の会計をつかさどる。
- (4) 幹事は、町内会長、副会長、会計とともに町内行事の担当委員と連携し、企画運営、連絡調整に当たる。
- (5) 評議員は、町内会長の諮問に応じ、重要事項を審査する。なお、次期町内会長の推薦の任に当たる。
- (6) 監事は、会計を監査する。
- (7) 連絡員は、班内の事務を担当し、町内会長との連絡に当たる。
- (8) 班長は、連絡員を補佐し、連絡員に事故あるときは、連絡員に指名される班長が、その職務を代理する。

第8条（役員の任期）

- (1) 町内会長、副会長、会計、幹事、監事、連絡員及び班長の任期は2年とする。
ただし、再任を妨げない。
- (2) 評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 補欠の役員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。
- (4)

第五章 顧問第9条（顧問）

- (1) 町内会に顧問を置くことができる。
- (2) 顧問は、町内会に功労があった者で、町内会長が委嘱した者とする。
- (3) 顧問は、町内会長及び役員会の諮問に応じ、町内の重要事項につき意見を述べる
ことができる。

第六章 会議・定足数及び議決第

10 条（会議）

- (1) 町内会の会議は、総会、役員会、評議員会及び本部役員会とする。
但し、町内会長が必要であると認めたときは、代表役員会を設置することができる。
- (2) 総会、役員会及び本部役員会は、町内会長が招集する。
また、町内会長は必要に応じて評議員会を開くことができる。
- (3) 町内会長が必要であると認めたときは、役員会をもって総会に代えることができる。
町内会長が特に必要があると認めたときは、代表役員会をもって役員会に代える
ことができる。

第 11 条（会議の構成員）

- (1) 総会は、全住民（会員）で構成する。
- (2) 役員会は、原則として、第5条の（1）から（14）の役員で構成する。
- (3) 評議員会は、原則として、町内会長、副会長、会計及び評議員で構成する。
- (4) 本部役員会は、原則として、町内会長、副会長、会計及び幹事で構成する。
- (5) 代表役員会は、役員の代表者で構成し、構成員は別に定める。

第 12 条（総会の権能） 総会の議決事項は次の通りとする。

- (1) 町内会の規約を定め、または、変更すること。
- (2) 町内会費の額、及びその負担方法を定めること。
- (3) 事業計画を決定すること。
- (4) 予算を定め、決算を承認すること。
- (5) その他町内会の運営に関し、重要な事項を定めること。

第 13 条（役員会の機能） 役員会、評議員会及び本部役員会の議決事項は次の通りとする。

- (1) 役員会は、予算・決算・行事・規約に関する事、その他必要事項について審議する。また、町内会の運営に関して、必要な事項を調査決定する。併せて、行事等を分担して担当する。
- (2) 評議員会は、町内会長の諮問に応じ、重要事項を審査する。また、次期町内会長の推薦の任に当たる。
- (3) 本部役員会は、総会において議決された事項の実施方法を定め、その執行の中心となる。また、必要に応じて役員会の審議事項の原案作成に当たる。

第 14 条（定足数） 会議は半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、会議の成立に関しては委任状による出席を認める。

第 15 条（議決）

- (1) 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- (2) やむを得ない理由のため会議（集会）が開催できない場合は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって議決することができる。

第七章 経費及び会計年度

第 16 条（経費） 町内会の経費は、町内会費、寄付金、補助金、その他の収入をもって充てる。

第 17 条（役員手当） 町内会長、副会長、会計、連絡員、班長の手当は市交付金にもとづくものとする。

第 18 条（会計年度） 町内会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日に終わる。

第八章 雑 則

第 19 条（委任） この規約に定めるもののほか、町内会の運営に関し必要事項は、町内会長が役員会に諮って定める。

第 20 条（集会所） 町内会に集会所（むつみ会館と称する）を置く。その運営と管理は、別に定めるむつみ会館管理規程及びむつみ会館施設利用規程による。

附則

この規約は、昭和 62 年 6 月 8 日から施行する。

附則

この規約は、平成 7 年 4 月 2 日から施行する。

附則

この規約は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 27 年 4 月 12 日から施行する。

附則

平成31年4月20日、文言の整理を行う。(例：隣組長→班長)

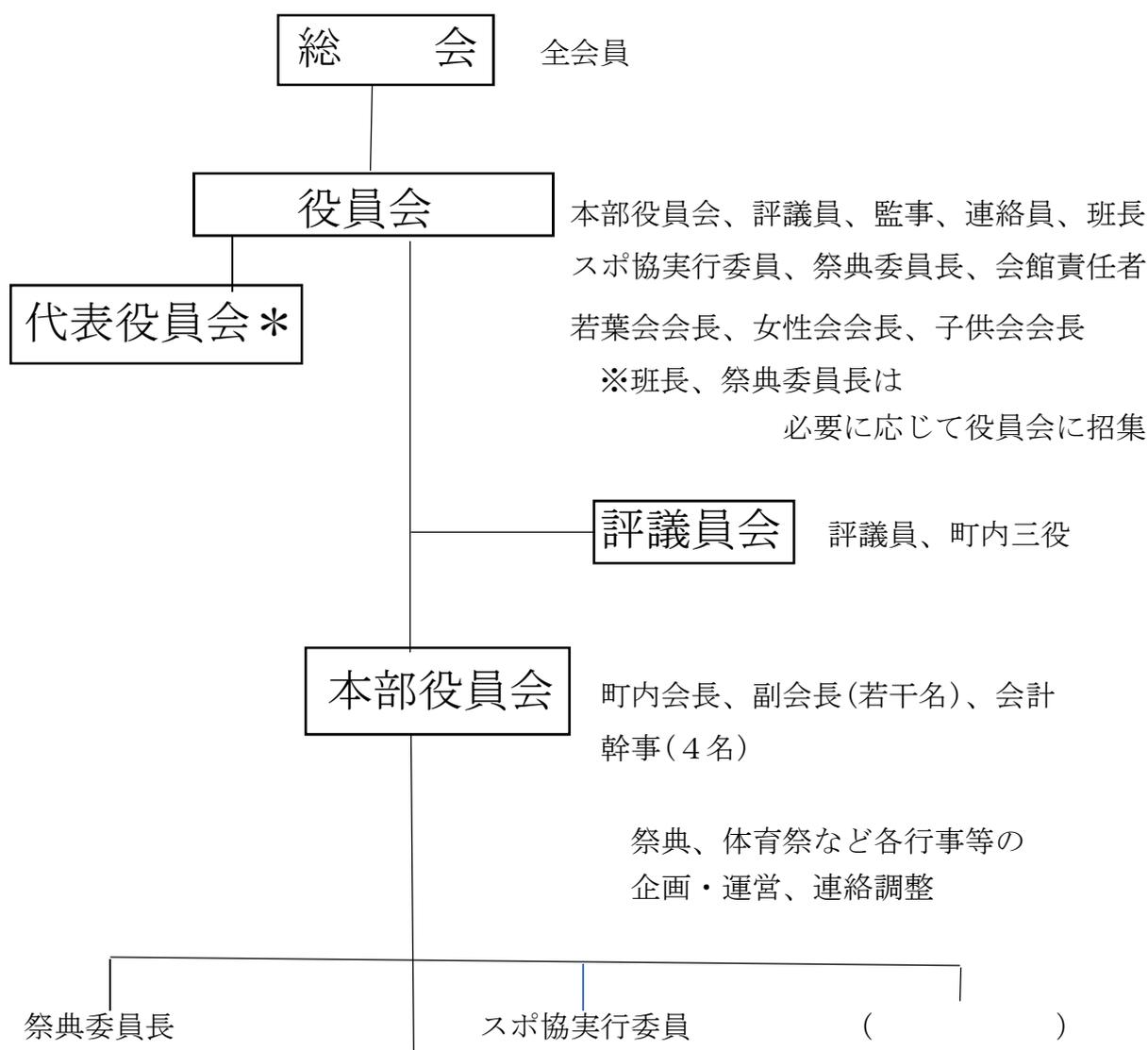
附則

この規約は、令和2年5月16日から施行する。

附則

この規約は、令和4年4月2日から施行する。

各会議等の相関図



*代表役員会

- (1) 招集 役員会の招集が叶わない緊急事態
- (2) 構成員 町内三役・評議員代表(3名)等で構成し、審議内容に応じて別途定める。